明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（二一六）　二

○建築基準法施行令の一部を改正する政令（二一七）　三

〔府　令〕

○大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）　四

○総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（同四八）　四

〔省　令〕

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三七）　五

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は福島県へ、引き続き、那須御用邸へ行幸啓になる件（宮内庁七）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務二五二）　五

○タイ王国国民に対する期間限定査証免除措置に関する日本国政府のタイ王国政府への口上書の発出に関する件（外務二四二）　五

○地方競馬を開催することができる競馬場を指定する件の一部を改正する件（農林水産二一九五）　五

○保安林の指定をする件（同二一九六～二二〇九）　五

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第六条第一項第七号に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定する告示（経済産業一七二）　六

○工事が完了した件（国土交通七二二）　六

○船員職業安定法施行規則に規定する医師指定の一部を改正する件（同七二三）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（同七二四）　六

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四〇）　六

○道路に関する件（関東地方整備局三二九）　六

○都市計画に関する件（同三三〇）　六

○道路に関する件（中国地方整備局一一一）　六

○道路に関する件（四国地方整備局六六）　六

〔国会事項〕

内閣　法務省　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

第三者所有物の没収、有権者申出方、特別支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二一六号）（内閣官房）

1　都市再生緊急整備地域として定められている札幌駅・大通駅周辺地域等四地域の区域を拡大する等を行うこととした。（第一条関係）

2　特定都市再生緊急整備地域として定められている札幌駅・大通駅周辺地域等二地域の区域を拡大する等を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第二一七号）（国土交通省）

1　特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものについては、劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならないものとし、耐久性等関係規定に位置付けることとした。（第三六条及び第三九条第四項関係）

2　特定天井の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとすることとした。（第三九条第三項関係）

3　エレベーター及び遊戯施設の一定部分の構造は、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたもの等とすることとした。（第一二九条の四関係）

4　エスカレーターの構造は、地震その他の震動によって脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとすることとした。（第一二九条の一二関係）

5　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。